

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成28年6月4日 17時18分ごろ
発生場所	関門港関門航路（関門航路第36号灯浮標） 部埼灯台から真方位315° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯33°58.4′ 東経131°00.3′）
事故の概要	コンテナ運搬船なとりは、関門航路に入航中、関門航路第36号灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	コンテナ運搬船 なとり、7,390トン
船舶番号、船舶所有者等	142543、成進海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 マーキング装置に折損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東南東、風力 3、視程 約2M 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約0.2ノット（早鞆瀬戸）
事故の経過	本船は、関門港田野浦区太刀浦 ^{たちのおら} 30号岸壁を離れた後、関門航路第36号灯浮標（以下「36号ブイ」という。）を通過した後に関門航路に入る予定で航路外を西進していたところ、海上保安庁関門海峡海上交通センターから、航路内を西航するようにとのVHFによる連絡を受け、同センターとの交信を始めた。 船長は、36号ブイを左方に見て航路に入ろうと右転していたところ、VHFの音声聞き取りづらかったため、交信内容を聞き取ろうとしていた。
分析	本船は、関門航路に入航中、船長が、VHFの交信内容を聞き取ろうと意識を集中していたことから、36号ブイへの接近に気付くのが遅れ、36号ブイに接触したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門航路に入航中、船長が、VHFの交信内容を聞き取ろうと意識を集中していたため、36号ブイへの接近に気付くのが遅れ、36号ブイに接触したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・灯浮標等から十分に離して航行すること。